

用途地域内の建築物用途制限

		第一種低層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	第三種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
<input type="checkbox"/> 建てられる用途 <input type="checkbox"/> 建てられない用途 ①、②、③、▲面積は、階数等の制限あり（備考欄を参照）											
住宅、共同住宅、寄宿舎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	○	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店・損保代理店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		①	②	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			②	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	
	ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	遊戯施設・風俗施設				▲	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等					▲	○	○	○	▲	▲10,000㎡以下
公共施設・病院・学校等	カラオケボックス、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						○	○	○	▲	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場等						○	○	○		
	キャバレー、個室付浴場等							○	▲		▲個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○		
	図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲500㎡以下
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		○	○	○	○	○	○	○		
工場・倉庫等	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	自動車車庫（建築物附属車庫を除く）		▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲300㎡以下かつ2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	②	②	③	③	○	○	○	○	①600㎡以下かつ1階以下 ②3,000㎡以下かつ2階以下 ③2階以下
	倉庫業倉庫						○	○	○	○	
	自家用倉庫			①	②	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下
	畜舎（15㎡を超えるもの）				▲	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場				①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場						②	②	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場								○	○	
	危険性が大きいおそれ又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									○	
工場・倉庫等	自動車修理工場				①	①	②	②	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	①1,500㎡以下かつ2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設						○	○	○	
		量がやや多い施設							○	○	
		量が多い施設								○	

※本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。
 ※卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内において都市計画決定が必要など、別途規定があります。